

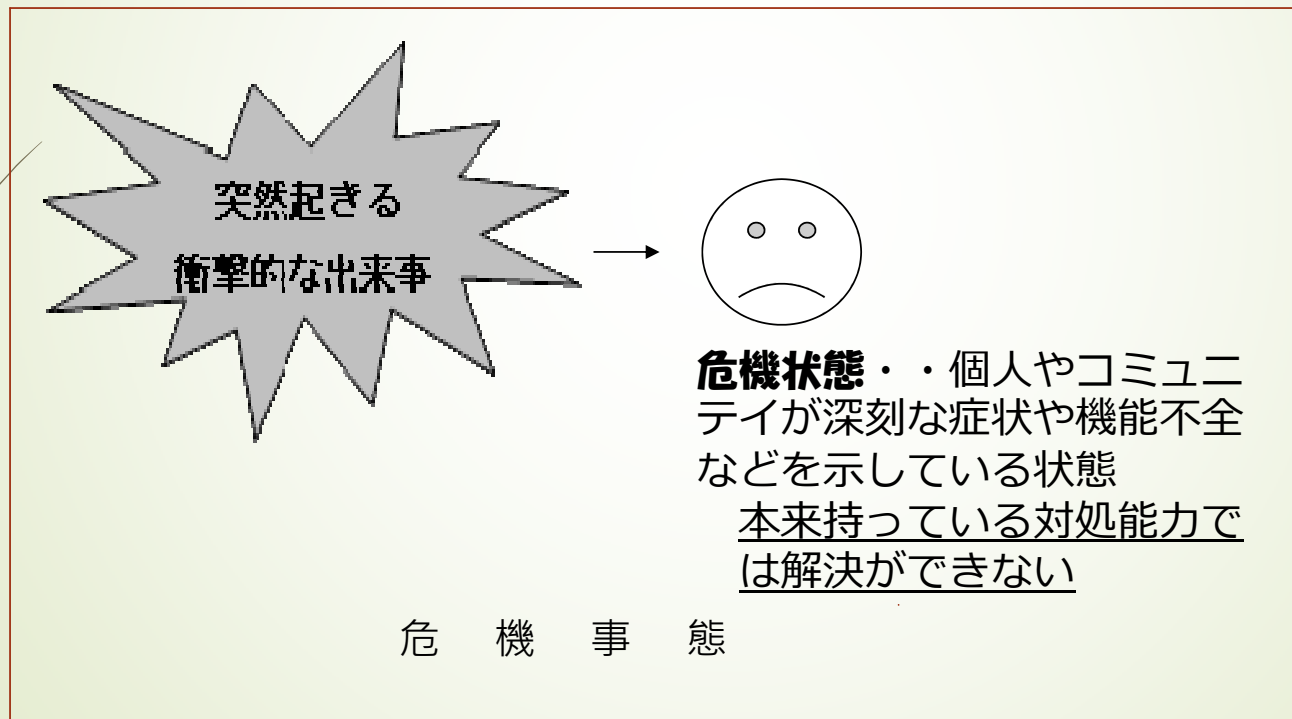
緊急支援


No 1 緊急支援の流れ



§ 1 緊急支援

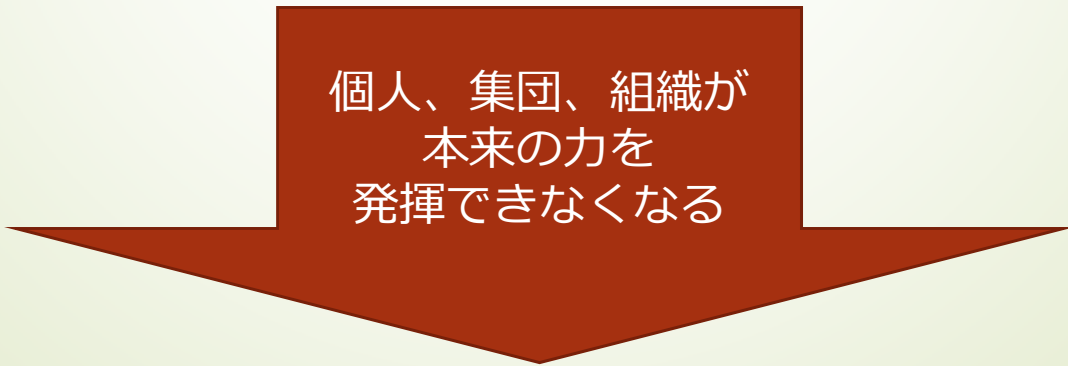
(1) 危機状態・危機事態とは





○ 学校においてどんなものが危機事態となるか
いじめ、暴力、学級崩壊、児童生徒や教職員の死亡、管理下の事故、不審者侵入、災害など

- 危機事態に陥った時にどうなるか
- 個人・・・感情面、身体面、認知面、行動面での反応
 - 集団、組織・・・人間関係の対立、情報の混乱、
問題解決システムの機能不全



個人、集団、組織が
本来の力を
発揮できなくなる

(2) 緊急支援の目的とは

- ① ところに傷を負った人をこれ以上増やさない
- ② ところに受けた傷がこれ以上深いものにならないようにする
- ③ できるだけ自然な形で日常生活に戻れるようにする

**個人、集団、組織の
エンパードメントと、
自律的な生活を
送れるよう
支援する**

(3) 緊急支援におけるSVの基本的視点

- ・ 出来事の衝撃性
- ・ 支援が必要な人の年齢、健康状態
- ・ 学校や地域の状況
- ・ 発生からの時間経過 など

支援の仕方
さまざま

アセスメントが重要


SCが配置されている場合はSCとともに考える

- ・ 誰に対して、どんな支援が必要か
- ・ 最優先すべき人はだれで、どんな内容か
- ・ どの段階でどのような支援が必要か など

学校が実施する緊急支援をともに考えるために

SV・SCは心理臨床の知識と経験を
活かしながら

- ・ 学校と情報を共有する
- ・ 出来事の内容と状況の共通理解する
- ・ 支援の協働をはかる



§ 2 緊急支援の流れ



事件・事故発生

学校の判断

- ・ 教育委員会との連携
- ・ 外部機関との連携
- ・ SV派遣の必要性



緊急支援について検討、実施

■ 直後～当日 (内はSC、SVが留意していること)

- ・ 現状の把握、事実確認・・・被害状況、安全確保
- ・ 関係機関への連絡・・・警察、消防、教育委員会 等
- ・ 校内体制の整備・・・職員会議、外部機関対応、マスコミ対応、役割分担
- ・ 当該児童生徒とその家族への対応・・・家庭訪問、電話連絡等
- ・ 児童生徒、保護者への連絡説明・・・連絡網等
- ・ 児童生徒への緊急対応・・・応急手当

事実を確認し、児童・生徒・教職員の様子を感じ取る
児童生徒保護者に直接かかわる教職員を支援する
自校のSCは児童生徒に関わる場合もある




■ 翌日～1週間

・ 具体的支援の開始

当該児童生徒とその家族への対応・・・家庭訪問、電話連絡
児童生徒への対応・・・集会等での事実の説明、見守り、面接等
保護者への対応・・・文書配布、保護者会開催、面談等

出来事からの影響が大きい児童生徒、教職員を見極める
具体的な支援の方法を学校と検討する
児童生徒保護者に直接関わる教職員を支援する
保護者への関わりを検討する



▶ 2週間以降

・中・長期支援体制の確立

その後の状況についての確認・・当該児童生徒と家族との連絡等

児童生徒への対応・・観察、声かけ、見守り、面接等、
保護者への対応

出来事への反応の回復は個人差があることを教職員や
保護者に伝え、児童生徒への関わりを検討する

時間が経過しても回復が遅く、日常生活に支障がある場合は
専門機関への紹介も視野にいれる